

災害時要援護者避難支援制度の御案内

川崎市では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において助け合いによる避難支援体制づくりを行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施しています。

◆災害時には、行政の支援が行き届くには時間を要します。そこでまず、自分の身は自分で守ることと、地域でお互いに助け合うことが重要となります。そのためにも、日頃から町内会活動や防災訓練等に参加するなどして、積極的に地域の方々と交流する機会を増やしましょう。

1 災害時要援護者避難支援制度の登録申込み

「2 申込みできる方」に該当し、制度の主旨を御理解のうえ、登録を希望される方は、裏面記載の申込先に「災害時要援護者避難支援制度登録申込書」を提出して、名簿登録をしてください。

名簿登録後、区役所から支援組織となる町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等に名簿を提供します。

2 申込みできる方

次のすべてに該当する方です。

- (1) 在宅で生活している方
- (2) 災害時に自力または家族などの支援のみでは避難することが困難な高齢者や障害のある方
- (3) 支援組織への個人情報の提供に同意された方

3 登録された方への支援内容

(1) 平常時には

支援組織に該当地域の要援護者の名簿を提供します。支援組織が、御自宅を訪問し、身体等の状態、災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法等について確認をします。

なお、支援組織が御自宅を訪問するまでには、申込み後、数か月かかる場合があります。

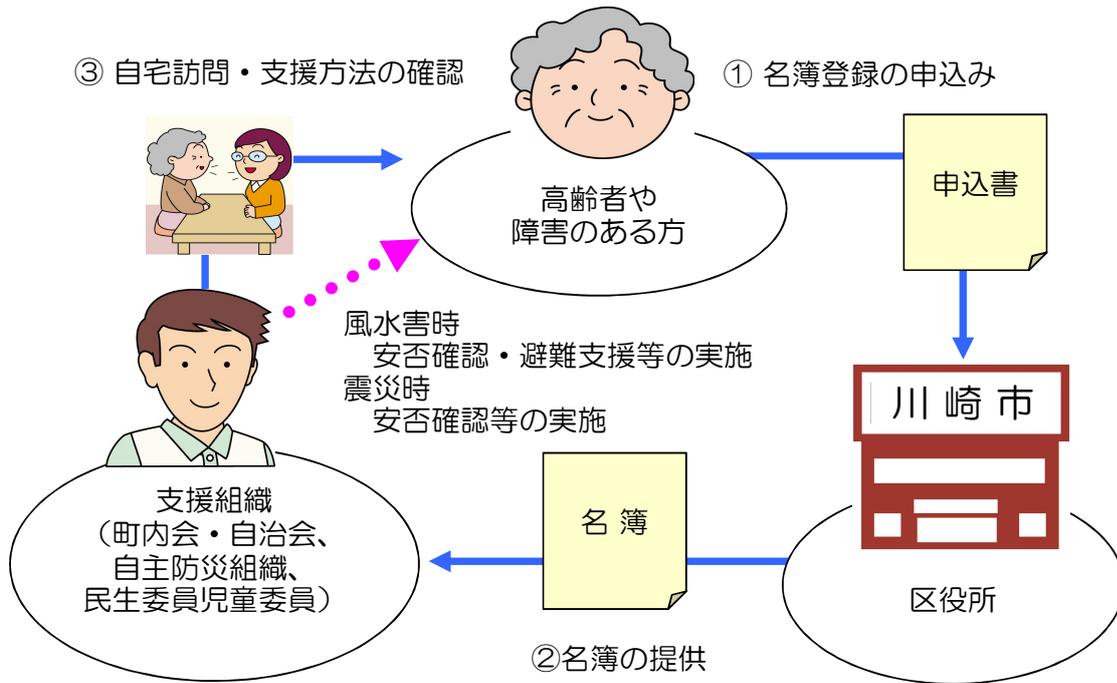
(2) 災害時には

風水害時には、支援組織が安否確認・避難支援等を行います。また、震災時には、支援組織が安否確認等を行います。

災害時の状況によっては、支援者も被災者となることから、この制度に登録することで、災害時の支援が必ず保証されるものではないことを、御理解くださいますようお願いいたします。

裏面もお読みください。

4 制度の流れの図



5 登録の申込み先

お住まいの区役所で登録ができます。

(市外局番044)

<p>川崎区役所</p> <p>〒210-8570 川崎区東田町8 高齢・障害課 (FAX:201-3301) ・高齢者支援係 (TEL:201-3080) ・障害者支援係 (TEL:201-3215) ・精神保健係 (TEL:201-3213)</p>	<p>幸区役所</p> <p>〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1 高齢・障害課 (FAX:555-3192) ・高齢者支援係 (TEL:556-6619) ・障害者支援係 (TEL:556-6654) ・精神保健係 (TEL:556-6695)</p>	<p>中原区役所</p> <p>〒211-8570 中原区小杉町3-245 高齢・障害課 (FAX:744-3345) ・高齢者支援係 (TEL:744-3217) ・障害者支援係 (TEL:744-3382) ・精神保健係 (TEL:744-3297)</p>
<p>高津区役所</p> <p>〒213-8570 高津区下作延2-8-1 高齢・障害課 (FAX:861-3249) ・高齢者支援係 (TEL:861-3255) ・障害者支援係 (TEL:861-3252) ・精神保健係 (TEL:861-3309)</p>	<p>宮前区役所</p> <p>〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5 高齢・障害課 (FAX:856-3163) ・高齢者支援係 (TEL:856-3242) ・障害者支援係 (TEL:856-3304) ・精神保健係 (TEL:856-3157)</p>	<p>多摩区役所</p> <p>〒214-8570 多摩区登戸1775-1 高齢・障害課 (FAX:935-3396) ・高齢者支援係 (TEL:935-3266) ・障害者支援係 (TEL:935-3302) ・精神保健係 (TEL:935-3324)</p>
<p>麻生区役所</p> <p>〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1 高齢・障害課 (FAX:965-5206) ・高齢者支援係 (TEL:965-5148) ・障害者支援係 (TEL:965-5159) ・精神保健係 (TEL:965-5259)</p>		